

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 23 件

厚生年金関係 23 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 29 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 22 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和33年7月1日に、資格喪失日に係る記録を36年12月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、33年7月から35年7月までは1万4,000円、同年8月から36年9月までは1万8,000円、同年10月及び同年11月は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月1日から36年12月5日まで

私は、昭和33年に、A社B支店を立ち上げるため、同社C支店から3人ほどの同僚を私の車に乗せて異動したことを覚えている。泊まり込みで働いていたのに、同社B支店における厚生年金保険の記録が全く無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、昭和33年4月にA社C支店から同社B支店に異動（同年6月までは同社C支店から給与支給。）し、申立期間において同社B支店管内の販売所長として勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「A社B支店で一緒に勤務し、先にD社に移った先輩に誘われて、私も同社に移った。この先輩は、あらかじめ同社に私のことを話しておいてくれたので、移籍の話がスムーズに運んだ。」としており、オンライン記録により、申立人がD社において昭和36年12月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、A社B支店で申立人と一緒に勤務した複数の同僚は、申立人が同社同支店を辞めてD社に移った時期は、同年12月であった旨証言している。

さらに、複数の同僚は、申立期間当時のA社B支店において、厚生年金保険料が給与から控除されていた旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社B支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における同職種の同僚のオンライン記録から、昭和33年7月から35年7月までは1万4,000円、同年8月から36年9月までは1万8,000円、同年10月及び同年11月は2万円とすることが妥当である。

一方、A社B支店は、申立期間より後の昭和37年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できないが、同社の他支店からB支店への異動者の被保険者記録の状況及び複数の同僚の証言から判断すると、申立期間において少なくとも5人以上の従業員が勤務していたものと考えられることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての届出がなされていない期間である上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されることになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成15年4月は11万8,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年9月から15年4月まで

私の申立期間における報酬月額は、所持している給与支払明細書によれば、約25万円となっているのに、標準報酬月額は9万8,000円と大きく異なっているため、報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書により、申立期間のうち、厚生年金保険料率の改定があった平成15年4月については、申立人は、その主張する標準報酬月額（11万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、平成15年4月に保険料率が改定されたにもかかわらず、改定前の保険料率で保険料額の算出が行われていることが確認できるものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成14年9月から15年1月までの期間については、当該給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成15年2月及び同年3月については、給与支払明細書等の保険料控除が確認できる関連資料は無いが、その直前の期間において、給与支払明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致している上、当該期間の標準報酬月額が、その前後の期間に係るオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成14年9月から15年3月までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年10月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年10月1日まで

私は、昭和17年12月に商業学校を繰上卒業し、18年1月6日からA社B支店の総務課に勤務し、経理事務を行っていた。終戦後の20年9月30日にいったん退職し、2か月ほどして再び同社同支店に入社してから退職するまで勤務したが、再入社する以前の厚生年金保険の被保険者記録が無い。19年6月1日に初めて被保険者となったと記載されている年金手帳も所持しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「名簿」という。）については、当初の名簿は既に消失しており、現存する名簿は、昭和20年当時の在職者の記録を一部復元したものであると認められるところ、名簿についても、理由は明らかでないが、申立人の被保険者番号の手前から以降の記録が消失していることが認められる。

また、申立人が所持する年金手帳によると、申立人が「初めて被保険者となった日」は昭和19年6月1日と記載されていることが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳索引票でも同様に、申立人の「最初の資格取得年月日」は同年6月1日と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「当初、昭和18年1月6日にA社に入社してから同社B支店で経理の仕事をしていたが、20年9月30日でいったん退職した。その後2か月ほどして、同社から誘われて再入社した。再入社後は労務管理の仕事をして

していた。」と、当初の勤務状況について具体的に証言しており、申立期間の約2か月後の20年12月25日にA社B支店において被保険者資格を取得した記録が確認できることから、当該証言には信憑^{びよう}性が認められ、申立人は、申立期間において同社同支店に勤務していたものと推認できる。

加えて、オンライン記録によれば、A社B支店は、申立期間後の昭和20年10月9日に厚生年金保険の適用事業所になったと記録されているが、事業所台帳では、適用事業所になった日は同年10月1日とされ、オンライン記録とは違う記録となっている上、同社同支店の厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の中には、労働者年金保険発足当時の17年6月1日から適用事業所になった日とされる20年10月9日までの期間において被保険者資格を取得している者が多数確認できることから、同社同支店は、申立期間当ても厚生年金保険の適用事業所であったものと判断される。

なお、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、同年10月1日施行の厚生年金保険法の制度改正のための準備期間であり、被保険者資格の取得届の受付、及び被保険者証の交付は行われているものの、保険料の徴収は行われていない期間であったことから、被保険者期間に算入される期間には該当しない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年10月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、前述のとおり、同年10月1日施行の厚生年金保険法の制度改正のための準備期間であり、経理業務に従事していた申立人を含む男子事務職に対する厚生年金保険料の控除は、同年10月1日に開始されていることから、申立人が当該期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年1月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月ごろから39年8月ごろまで
② 昭和50年1月23日から同年2月23日まで

私には、B事業所で1回目に勤務した申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、私は、C事業所を昭和50年1月20日に退職し、すぐにA社に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録では、1か月の空白期間があり納得できない。申立期間②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和50年2月23日とされている。

しかし、当該健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日は、当初、スタンプで昭和50年1月23日と押された日付を、後から同年2月23日に手書きで訂正された形跡がみられるところ、雇用保険の記録によると、申立人のA社における資格取得日は、同年1月23日とされている。

また、A社は、「雇用保険の資格取得日の日付が、申立人の入社日を確認できる記録であり、当社では、雇用保険料と一緒に厚生年金保険料も控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 50 年 2 月の記録から、11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「雇用保険の資格取得日と同日の昭和 50 年 1 月 23 日に厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に提出したと考えられることから、申立期間に係る保険料についても納付した。」と主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、申立人が B 事業所における 2 回目の勤務期間と主張する昭和 41 年 2 月 3 日から 42 年 5 月 11 日の期間、及び 1 回目の勤務期間と主張する当該期間において、厚生年金保険の被保険者資格が確認できる複数の同僚のうち、1 人が「申立人が 2 度勤務したような記憶はあるが、定かな記憶ではない。」と証言しているものの、ほかの複数の同僚は、いずれも「申立人が 2 度勤務した記憶は無い。」と証言しており、申立人の当該期間における勤務に係る具体的な証言を得ることはできない。

また、B 事業所は、昭和 59 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も連絡先不明のため、申立人の同事業所における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年10月25日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年10月末ごろまで

昭和16年4月1日にA社に入社し、17年8月に、それまで勤務していた同社本社から同社B支店に転勤になった。その後、退社する20年10月末ごろまで同社同支店に勤務した。入社から退社まで継続勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、昭和19年6月1日にA社本社の被保険者資格を喪失しているが、同社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄に「C市へ転勤」と記載されていることから、申立人が同社本社の被保険者資格を喪失した契機は、同社本社から同社B支店への転勤であると考えられる。

また、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立人は、被保険者資格を昭和17年6月1日に取得し、20年10月25日に喪失していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によれば、A社B支店は、昭和22年6月1日に厚生年金保険の適用事業所とされているが、事業所台帳では、適用事業所となった年月日の記載が無い上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、健康保険の整理番号が*から*までの50人の中で、厚生年金保険の被保険者資格を19年6月1日以前に取得している者が19人確認できるほか、22年6

月 1 日より前に被保険者資格を取得している者を含めると 26 人確認できることから、同社同支店は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが認められる。

加えて、申立人が記憶している複数の同僚は、申立人が申立期間も A 社に継続して勤務していたことを証言している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 6 月 1 日に A 社 B 支店の厚生年金保険被保険者資格を取得し、20 年 10 月 25 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳における昭和 19 年 5 月の記録から、40 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成5年2月から同年9月までは24万円、同年10月から7年4月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月から7年4月まで
② 平成7年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、降給された記録になっている。降給された記憶は無いので、標準報酬月額を給与額に見合う記録に訂正してほしい。

また、A社には平成7年5月末日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、平成5年2月から同年9月までの期間については、6年4月21日付けで24万円から13万4,000円に遡^{そきゅう}及して訂正され、5年10月から6年9月までの期間については、5年10月の定時決定が取り消された上、6年4月20日付けで20万円から13万4,000円に遡^{そきゅう}及して訂正され、同年10月から7年4月までの期間については、6年9月14日付けで遡^{そきゅう}及訂正後と同額の13万4,000円で定時決

定されている。

しかし、A社が加入している健康保険組合の記録では、申立人の標準報酬月額、平成4年8月から5年9月までは24万円、同年10月から7年4月までは20万円であることが確認できる。

また、オンライン記録では、同僚二人についても、申立人と一日違いで標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられていることが確認できるところ、このうち一人の同僚から提出された給与明細書によれば、当該同僚は、当該期間において^{そきゅう}遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるとともに、当該同僚二人は、いずれも^{そきゅう}遡及訂正前の標準報酬月額と健康保険組合の標準報酬月額が一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険組合の記録から、平成5年2月から同年9月までは24万円、同年10月から7年4月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該期間において保険料控除が推認される額に見合う標準報酬月額（健康保険組合に記録された標準報酬月額）と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人は、A社に平成7年5月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、同僚から提出された給与明細書により、当該同僚は、厚生年金保険の被保険者資格取得月及び喪失月の給与から厚生年金保険料が控除されていることから、A社では、厚生年金保険料を当月控除していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険組合の平成7年4月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成7年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月31日から同年4月1日まで

私は、雇用保険の離職票のとおり、平成9年3月31日までA社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録は同年3月31日喪失となっているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者離職票から、申立人は、A社に平成9年3月31日まで勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出のあった平成9年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は、当時の申立人の標準報酬月額から計算される3か月分の厚生年金保険料に見合う金額と考えられ、また、事業主は、申立期間当時、保険料控除は当月控除であったと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成9年2月のオンライン記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を平成9年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え

難しいことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和47年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録は、昭和 48 年 4 月 1 日からとなっているが、年金手帳の「初めて被保険者となった日」は 47 年 4 月 1 日となっており、再交付をしてもらった手帳も「初めて被保険者となった日」は同日である。被保険者資格取得年月日を同年 4 月 1 日として、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、A社における被保険者資格取得日は、昭和 48 年 4 月 1 日とされているが、申立人が所持する年金手帳の厚生年金保険の「初めて被保険者となった日」は、47 年 4 月 1 日と記載されている上、再交付された年金手帳でも、「初めて被保険者となった日」は同日と記載されていることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、昭和 48 年 8 月 22 日付けで、47 年 4 月 1 日にさかのぼって取得されていることが確認できることから、健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得日については、社会保険事務所（当時）が申立人に係る同被保険者原票を作成した際の事務処理を誤ったものと考えられる。

さらに、申立期間にA社に係る厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚が、申立人は申立期間に同社に勤務していたと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は、昭和47年4月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 48 年 4 月の記録から、8万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和51年3月12日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和51年3月から同年9月までの標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月28日から同年3月1日まで
② 昭和51年3月1日から同年10月1日まで

申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっているが、私は、B社に昭和51年2月末日まで勤務し、翌日の同年3月1日から同社の関連事業所であるA社又はC社に勤務したと記憶している。

また、申立期間②に係る給与明細書を保管しており、厚生年金保険料も控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、「A社又はC社に勤務していた。」と申し立てているところ、オンライン記録では、申立人のA社の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和51年10月1日とされている。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、同社において昭和51年3月12日に資格取得し、52年3月31日に資格喪失したことが確認できる。

また、申立人が所持している昭和51年7月、同年8月及び同年10月の給与明細書（事業所名は不記載）により、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人は、申立期間②及びA社における被保険者期間に係る雇用保険の記録（事業所名は不明、51年3月1日資格取得、52年3月31日離職。）が存在することから判断して、社会保険事務

所（当時）が申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票をオンライン記録に移行する際に事務処理を誤ったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は、昭和51年3月12日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の記録から、昭和51年3月から同年9月までを15万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和51年3月1日から同年3月11日までの期間については、雇用保険の記録から、申立人はA社に勤務していたことが推認されるが、同社は、同年3月12日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であった記録は確認できないほか、申立人が同社において厚生年金保険料を控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、申立人は、「B社に昭和50年1月21日から51年2月末日まで勤務していた。」と主張しているが、雇用保険の記録によると、申立人は、51年2月28日付けでB社を離職しており、当該離職日は、月末（同年はうるう年のため、月末日は2月29日）の1日前であることが確認できる。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も他界しているため、申立人の申立期間の勤務実態について確認できない。

さらに、B社の厚生年金保険の被保険者とされている複数の同僚に照会したが、申立人の退職日及び退職月の保険料控除について証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年5月2日に、資格喪失日に係る記録を41年7月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を39年5月から同年10月までの期間は3万円、41年6月は4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月2日から同年11月1日まで
② 昭和41年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和25年2月28日にA社に入社し、平成15年3月31日に退職するまで、異動はあったが1日の空白も無く継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。しかし、申立期間について、同社B支店に在籍していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社から提出された雇用証明書及び社員票から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和39年5月2日に同社本社から同社B支店に異動、41年7月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年11月及び41年5月の記録から、39年5月から同年10月までの期間は3万円、41年6月は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届を誤って届け出たと回答していることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年5月から同年10月までの期間及び41年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月1日に、資格喪失日に係る記録を44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月1日から44年4月1日まで

昭和41年にB社の関連会社に入社してから、定年退職するまで一貫して同社の関連会社に勤務したのに、申立期間に勤務したA社での被保険者記録が無いので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるB社から提出された社員人事データ及び複数の同僚の証言により、申立人は、同社及び関連会社に継続して勤務（昭和43年10月1日にC社からA社に異動、同年11月*日に同社はD社に合併編入。）していたものと認められる。

また、B社は、「申立期間は、A社及びD社への出向期間中であり、申立人が当該期間のみ社会保険に加入していないのは不自然である。」と回答している上、B社の事務担当者は、「申立期間前後の記録から判断して、申立人は、継続して社会保険に加入し、保険料を給与から控除されていたものと思われる。」と証言している。

さらに、A社において申立人と同じ業務に従事していた複数の同僚は、「厚生年金保険の被保険者期間と勤務期間とは一致している。」と回答していることから判断して、申立期間当時、同社においては、すべての社員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

なお、上記の社員人事データにより、申立人は、昭和43年10月1日にC社か

らA社に異動し、同社は、同年11月*日にD社に合併編入されたことが確認できるものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのが44年4月1日であり、それまでの間はA社の在籍として取り扱ったものと考えられることから、申立期間については、申立人の同社における資格取得日を43年10月1日、資格喪失日を44年4月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年9月のオンライン記録及び同僚の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、昭和56年9月は19万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から59年4月まで

A社で月収27万円をもらっていたため、B社の社長に「30万円以上の給料を出すから、うちに来てほしい。」と言われた記憶があり、オンライン記録の標準報酬月額より高い報酬をもらっていた記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和56年9月については、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は18万円と記録されているが、事業主が所持している給与明細書により、申立人は当該月において19万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が当該期間について一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和56年9月以外の期間については、事業主が所持している給与明細書において確認できる支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、平成5年11月及び同年12月は36万円、6年1月から同年12月までは44万円、7年1月から同年10月までは47万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から7年10月まで

A社在職中の標準報酬月額が途中から半額に下がっているが、実際の給与額に変動は無く、不自然なので、調査の上、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等により、平成5年の定時決定において、同年10月以降を44万円として届け出られていたところ、6年7月18日付けの健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書により、5年11月以降は22万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるとともに、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、6年及び7年の定時決定において、当該遡^{そきゅう}及訂正後と同額の22万円として届け出られていることが確認できる。

しかしながら、A社は、「当時は資金繰りが厳しかったので、実際の給与額とは異なる低い標準報酬月額で届け出ていた。」と回答している上、当時の事務担当者は、「事業主の家族については、実際に減額した給与額で届け出ていたが、申立人については、減給されていなかった。」と証言している。

さらに、申立人が所持する源泉徴収票により、申立人は、申立期間についてオンライン記録の標準報酬月額（22万円）を上回る給与額（47万円から59

万円)を支給され、36万円から47万円の標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたものと推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、源泉徴収票において推認できる保険料控除額から、平成5年11月及び同年12月は36万円、6年1月から同年12月までは44万円、7年1月から同年10月までは47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、誤った標準報酬月額で社会保険事務所(当時)に届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年2月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年2月27日から同年3月1日まで
② 昭和31年6月1日から同年11月21日まで

申立期間①は、C社の社長命令により、系列会社のA社B支店開設準備のため、同社B支店に勤務し、申立期間②は、同社D支店開設準備のため、転勤したが、その際の記録が無い。途中で退職したことは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の回答、同社から提出された社員名簿及び同僚の証言により、申立人は、同社及び系列会社のC社に継続して勤務し（昭和29年2月27日に同社からA社B支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和29年3月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、A社B支店は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。しかし、申立人と同様に、C社からA社B支店に異動した複数の同僚の被保険者記録の状況から、同社B支店は、5人以上の従業員が常時勤務していたものと考えられることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、A社の回答及び同僚の証言により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B支店から同社本社に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社及び同僚が、申立人は同社D支店の立ち上げ（昭和31年5月）のため同社B支店から異動した旨証言しているところ、申立期間②については、同社D支店が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であり、同社B支店から異動した複数の同僚が、いったん同社（本社）において被保険者資格を取得している状況が認められることから、同社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和31年11月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年11月1日から同年12月2日まで

私は、昭和32年2月にC事業所に入社し、A社に社名変更した後の43年11月に同社B支店に転勤になった。同社には継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の辞令台帳及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年11月1日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和43年12月の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人の標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、昭和44年6月から同年8月までは4万2,000円、同年9月は3万9,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和44年4月から同年9月まで

申立期間①について、A社入社以来、現在まで同じ会社に勤めているが、空白期間がある。申立期間②について、年金事務所送付の保険料納付額と給与控除保険料額が相違している。正しく年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の回答、雇用保険の記録、申立人提出の辞令及び昭和44年3月分の給与明細書から、申立人は、同社に継続して勤務し（同年4月1日に同社本社から同社B支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年2月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、昭和44年6月から同年9月までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、昭和44年6月から同年8月までは4万2,000円、給与明細書の支給額から、同年9月は3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間における届出の誤りを認めており、保険料を納付していないとしていることから、事業主は給与明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和44年4月については、申立人から給与明細書の提出は無いが、申立人から提出された同年分の源泉徴収票を検証したところ、控除されていたと推認される保険料控除額に見合う標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における標準報酬月額と一致していることが認められる。

また、申立期間②のうち、昭和44年5月については、申立人から提出された給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の昭和44年4月及び同年5月の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成11年10月及び同年11月は30万円、同年12月は28万円、12年1月から13年7月までは30万円、14年2月から16年8月までは32万円、同年9月から17年7月までは28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月から17年7月まで

ねんきん定期便に記録されている平成11年5月から17年7月までの標準報酬月額が、当時の給与支払明細書で控除されている厚生年金保険料の控除額に相当する標準報酬月額よりも低いため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与支払明細書及びA社が保管している支給控除一覧表により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、当該給与支払明細書及び支給控除一覧表において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成11年10月及び同年11月は30万円、同年12月は28万円、12年1月から13年7月までは30万円、14年2月から16年8月までは32万円、同年9月から17年7月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与

支払明細書及び支給控除一覧表において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書及び支給控除一覧表で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年5月から同年9月までの期間及び13年8月から14年1月までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書及びA社が保管している支給控除一覧表において確認できる保険料控除額を基に算定した標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、申立人の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は、昭和20年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、130円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から同年9月1日まで

厚生年金保険被保険者記録では、A社B支店に勤務した期間が昭和18年10月21日から20年5月15日までしかないが、同社C支店で終戦のラジオ放送を聞いた記憶があり、申立期間も同社同支店に勤務していた。したがって、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和20年5月の空襲でA社B支店が焼失し、同社同支店の業務は各地に分散された。自分は、D市の臨時の同社C支店に勤務していた。」と証言しており、申立人のA社に入社してから同社C支店へ疎開し退社するまでの間の事実経過の説明は、具体性がある上、同社に係る文献の内容と一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことは認めることができる。

一方、申立人のオンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、A社B支店において昭和18年10月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年5月15日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、当該記録のほか、A社に係るオンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名、同生年月日の者が昭和18年10月21日に被保険者資格を取得し、20年9月1日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和20年9月1日にA社B支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記未統合記録に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から130円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月21日から同年12月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年12月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月21日から47年1月1日まで

私は、昭和46年4月に技師としてA社に入社し、同年12月31日まで勤務した。しかし、厚生年金保険被保険者記録では、同年10月21日に資格喪失となっている。一緒に勤務していた上司及び同僚が私の12月までの勤務を証明してくれるので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月21日から同年12月20日までA社に勤務していたことが推認できる。

また、当該複数の同僚は、申立人の雇用形態や勤務時間などの変更は無かったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている昭和46年10月の標準報酬月額の改定記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せ

ざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和46年12月21日から47年1月1日までの期間については、雇用保険の記録は、46年12月20日離職とされているとともに、当該期間にA社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、申立人の勤務実態及び同社が退職月に係る厚生年金保険料を同月の給与から控除していたことを裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年6月まで

ねんきん定期便で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間については、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載されている納付額が一致していないことが分かったので、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和52年10月から53年3月までの期間、同年5月及び同年6月については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（8万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和53年4月については、申立人から給与明細書は提出されていないものの、その前後の月の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額が同額であるとともに、同年4月及びその前後の月におけるオンライン記録の標準報酬月額も同額であることから判断して、同年4月についても、申立人は、その主張する標準報酬月額（8万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案3835

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月15日から同年7月14日まで

私は、B社C支店に勤務していたが、昭和40年6月16日付けで子会社のA社に異動となり、42年2月21日まで勤務した。異動後の40年7月初旬、私の健康保険証が来ないため、社長に確認したところ、私の被保険者資格の取得手続を忘れており、すぐに手続がなされたことを覚えている。したがって、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社(A社の人事資料等を保管している事業所)から提出された労働者名簿及び退職願に記載されている在籍期間の記録並びに同僚の証言から判断して、申立人がB社及びその系列会社のA社に継続して勤務し(昭和40年6月15日にB社からA社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和40年7月の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料は無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 9 月 3 日まで
② 昭和 44 年 10 月 1 日から 46 年 8 月 26 日まで

申立期間について、脱退手当金は支給済みであるとの回答（私の旧姓の名前はAだが、名前を読み間違えたA' という名前の者に支給済みの記録あり。）だったが、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 22 か月後の昭和 48 年 6 月 25 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 46 年 12 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年3月2日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同あっせん後に、申立人の申立期間のうち、17年12月10日に係る賞与が、申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月に支給されたことが確認されたことから、事業主は、当該あっせんにおいて履行していないと認定された当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を負っていないものと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成17年12月10日

A社から支給された申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。
事業主が保管している賃金台帳により、申立期間についても、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については、事業主から提出された賃金台帳から申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成22年3月2日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせん(以下「平成22年3月2日付けあっせん」という。)が行われている。

しかしながら、申立期間のうち、申立期間②については、申立人は事業主から提出された賃金台帳から平成17年12月10日に賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できるが、オンライン記録及びA社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から申立人は同年12月21日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに、第 81 条第 2 項において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

平成 22 年 3 月 2 日付けあっせんは、17 年 12 月が申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない月であること、及び当該月に支給された賞与については保険料の徴収の対象とはならないことについて誤認し、当該保険料の納付義務を有するものとしてそれを履行していないと結論付けたものであるが、上記の事実等を総合的に判断すると、事業主は、申立期間②に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務は負っていないものと認められる。

なお、当該賞与の支給日は申立人が被保険者資格を有していた期間内の平成 17 年 12 月 10 日であることから、当該賞与の支給に係る記録の訂正についての平成 22 年 3 月 2 日付けあっせんの結論は維持されることが適当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から9年3月まで

私は、2度目の会社離職後の平成10年8月ごろに国民年金加入手続きを行ったが、同年11月に3度目の会社就職後、社会保険事務所（当時）から「未加入になっている期間があります。さかのぼって穴埋めできる期間が2年前までなのですが、どうされますか。」と電話があった。

当時、私は再就職したばかりでお金が無かったため、母親に事情を話し、お金を借りて郵便局で国民年金保険料を納付した記憶があり、母親もお金を貸した記憶はあるとのことである。

10年以上前のことで領収書等は残っていないが、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、3度目の会社就職後の平成10年11月に社会保険事務所から国民年金未加入期間の存在及びその期間の国民年金保険料納付の意向確認の連絡があり、申立期間の保険料を納付したとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人については平成11年6月25日に、さかのぼって申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得処理が行われたことが確認できることから、申立人はこの時に申立期間の被保険者資格を取得したこととなり、この時点で申立期間は時効により保険料を納付することはできない。

また、上記申立期間の資格取得の処理に併せて、平成10年8月1日から同年11月2日までの期間についても国民年金被保険者資格の取得処理が行われたとみられ、当該期間の保険料については11年7月に過年度納付されたことが確認できることから、申立人は当該期間に係る保険料納付を申立期間に係る

保険料納付と混同している可能性がある。

さらに、申立人は申立期間の保険料を母親から借用して納付したとしているところ、母親は、保険料を貸与した記憶があるとするのみで、その金額及び時期の記憶が曖昧であり、詳細な状況が確認できない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から49年3月まで

私の国民年金保険料については、当時、父親が母親に子供たちの年金は職に就くまで納付するように話していたため、納付してくれていたと聞いている。

私の1歳年上の兄については、20歳から保険料が納付されており、兄も「20歳になった時期がわずか1年も変わらないので保険料を納付していないことは無いのではないか。」としている。

したがって、両親が私の保険料を納付してくれていたのではないかと思うので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親からは聴取が困難であり、父親も既に他界していることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、兄と同様に20歳以降の保険料は両親が納付してくれていたのではないかとしているところ、兄は、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によると、婚姻後の昭和50年9月ごろに国民年金の加入手続を行い、20歳にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得するとともに、当時実施されていた第2回特例納付を利用して20歳からの保険料を納付していたのに対し、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから国民年金に未加入であること、及び戸籍の附票によると、申立人の住所地は、兄が特例納付を行った時点では既に他県に異動していたことが確認でき、兄と同時に特例納付の申出は行えなかったことから、兄の記録をもって両親

が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを推認することはできない。

さらに、申立人を通じて兄に対し上記兄自身の特例納付の状況を確認しても、兄は当時の保険料納付についての記憶は明確でないとしていることから、詳細な状況が不明である。

加えて、両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月から平成3年3月まで

社会人になる前までは、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。領収書が残っていた平成3年4月から同年9月までの期間は、納付していたと認めてもらったが、それ以前も納付していたと思うと聞いている。母親に聴いても覚えていないことも多く不確かだが、再度、申立期間について確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続を行った場所、手続後交付される年金手帳の受領及び申立期間の保険料納付について明確には記憶しておらず、申立人に係る加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年8月19日に払い出され、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日をさかのぼって学生が強制適用となった同年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、A市が保管する国民年金情報システム及び申立人が唯一所持する年金手帳の記載内容とも符合する。この資格取得日を基準とすると、申立人は、申立期間においては学生であったとしていることから、国民年金任意加入の対象者となり、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得することはできない。このため、申立人は申立期間において国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできない。

さらに、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から56年3月まで

申立期間当時、私は学生であり、就職するまでの期間は年金に入れないことを両親が心配し、私が20歳になった時から、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたことを聞かされていた。母親は年金制度に詳しく、その大切さを話していたし、納付を渋る理由は考えられない。したがって、加入月数に対して納付済月数が半減していることは全く理解できず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡していることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年8月に払い出され、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、この加入手続においてさかのぼって53年*月*日(20歳到達時)を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であったものとみられる。この申立人の手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、同年5月から55年6月までの期間の保険料は時効により納付することはできず、同年7月から57年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であり、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間直後の昭和56年度の保険料が57年9月27日に過年度納付されていることが確認できる。しかしながら、聴取の過程で、申立人は、

兄についても母親が加入手続を行い、保険料を納付したと聞いていたとしているところ、兄の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された2か月後の同年10月ごろに資格取得日を55年7月1日として払い出されている。兄の国民年金被保険者台帳を見ると、56年度の保険料が57年11月20日に過年度納付されているものの、兄の手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立人と同様に過年度納付が可能であった55年7月から56年3月までの保険料は未納とされていることから、申立期間のうち過年度納付が可能な期間について、母親が申立人の保険料のみを納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から61年2月までの期間及び平成3年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年12月から61年2月まで
② 平成3年1月から同年6月まで

私は婚姻（昭和53年3月）後、A市B区へ転居した。しばらくしてから国民年金の加入手続をした覚えが無いのに、同区役所から自宅に国民年金の納付通知書が送られてくるようになったので、その都度、同区役所の窓口か近くの銀行で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻（昭和53年3月）後、国民年金加入手続を行っていないにもかかわらず、国民年金保険料の納付書が送付されてきたとしているが、国民年金加入手続を行っていない者に国民年金保険料の納付書が送付されることはないことから、申立人の主張は不合理である。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付書が送付される都度、B区役所又は金融機関で納付したとしているが、納付書の納付対象月数、納付周期及び納付金額は覚えていないとしていることから、申立人の申立期間の保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、A市が保管する国民年金情報検索システムにも申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付した記録は存在しない。このことは、申立人が唯一所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄の資格取得年月日には何の記載も無いこととも符合する。このた

め、申立期間は国民年金に未加入となることから、申立人に対して納付書が送付されることはなく、申立人が当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年8月までの期間及び平成元年12月から4年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年8月まで
② 平成元年12月から4年2月まで

申立期間①については、昭和48年4月に会社を退職後、私がA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、同年9月に会社に就職するまでの期間は国民年金保険料を納付した。申立期間②についても、平成元年12月に会社を退職後、私が同市C区役所で国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書で毎月国民年金保険料を郵便局で納付した記憶がある。いずれも申立期間が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の加入手続について、i) 申立期間①については、会社退職(昭和48年4月)後にA市B区役所で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているが、加入手続時期及び加入手続後交付される国民年金手帳の受領については記憶が無いとしていること、ii) 申立期間②についても、会社退職(平成元年12月)後、同市C区役所で国民年金加入手続を行ったとしているが、加入手続時期及び加入手続はよく覚えていないとしていることから、申立期間①及び②共に加入手続状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年2月28日にA市C区で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、同市が保管する国民年金被保険者名簿の受付記録欄に「取得・喪失・再取得・平成6年1月31日受付」と記載されていることから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。この加入手続の

際に申立人の厚生年金保険被保険者資格得喪の記録に基づき、資格取得日をさかのぼって昭和48年4月11日とし、資格喪失日を同年9月10日とするとともに、資格取得日を平成元年12月16日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が唯一所持する年金手帳の国民年金の記録欄に記載されている資格取得日及び資格喪失日と一致している上、これら記載されている欄にはいずれも同区のゴム印が押されていることとも符合する。このため、申立期間①及び②当時は、国民年金に未加入であったものとみられる。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料の納付方法及び納付金額についての記憶は無いものの、申立期間②の保険料は、納付書により毎月郵便局で納付していたとしているところ、前述のとおり、加入手続が行われたとみられる平成6年1月31日を基準とすると、申立期間①については、時効により保険料を納付することができず、申立期間②についても、3年12月以前の期間は時効により保険料は納付できないが、4年1月及び同年2月の保険料は過年度納付することは可能であった。しかし、申立人の納付記録を見ると、申立期間の一部を含む同年2月から5年3月までの期間の保険料が時効間際の6年4月1日に一括納付され、4年2月については納付期限が6年3月末のため時効期間納付となることから、同年6月8日に当該期間の保険料(9,000円)が還付されていることが確認できる。このため、4年1月についても過年度納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から53年3月まで

私は、税理士事務所に勤務しているときに同僚から国民年金加入を勧められてA市役所で加入手続を行い、1年分の保険料を納付した。その後、その同僚からさかのぼって納付できる特例があるから納付するように勧められたので、同市役所で説明を聞き5年分納付した。領収書は、転居の際に処分した。申立期間の保険料は同市役所で現金で納付したはずなので未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、加入手続の際に1年分の保険料を納付し、その後に5年分の保険料をさかのぼってまとめて納付したとしているが、申立人は、加入手続を行い、その際に1年分の保険料を納付した時期及びその後まとめて5年分の保険料を納付した時期については覚えていないとしており、申立期間の加入手続時期及び保険料納付時期に係る記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年6月1日にA市で払い出され、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。このため、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられ、この加入手続の際に資格取得日をさかのぼって46年8月22日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。この手帳記号番号が払い出された時期は、第3回特例納付実施期間（53年7月から55年6月まで）中であることから、申立期間の保険料を過年度納付と特例納付を利用し

て納付することは可能であった。申立人は、加入手続時に1か月当たり1,000円の保険料を1年分(1万2,000円)まとめて納付し、その後1か月当たり1,000円の保険料を5年分(6万円)さかのぼって納付したとしているところ、前述のとおり、申立人の加入手続時期は、54年6月ごろとされており、申立人の納付記録を見ると、この加入手続が行われた昭和54年度の保険料は、当該年度内に3か月ごとに納付されている上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、47年度から51年度までの5年分が特例納付の対象となり、納付に必要となる保険料額は24万円(1か月4,000円)、残る52年度は過年度納付の対象となり、納付に必要となる保険料額は2万6,400円(1か月2,200円)、合計すると26万6,400円となる。このため、申立人が主張する申立期間の保険料の納付時期及び納付したとする保険料額とは相違する。

さらに、申立人は、5年分をさかのぼって納付した保険料は、A市役所の窓口で納付したとしているが、同市では、同市役所担当窓口及び同庁舎内のB銀行C出張所では特例納付に係る保険料の収納は行っていなかったとしており、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3837 (事案 677 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月ごろから 48 年 6 月ごろまで
申立期間について、平成 20 年 12 月 10 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。
これによれば、当時は不景気であったとのことであるが、そのような時代ではなかった。
前回の判断に納得できないので、新たに提出する資料等はないが、再度審議していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、給与明細書等の厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料が無いこと、また、A社に係る社会保険事務所(当時)における健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、同社は、昭和 63 年 12 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、平成 2 年 10 月*日に破産しており、申立人の在籍記録及び厚生年金保険の加入に係る記録はいずれも確認できないこと、さらに、同社で一緒に勤務していた実兄は既に死亡しており、周辺事情を調査することはできず、同社の同僚は、当時会社は不景気で、申立人の雇用形態はアルバイトであったと証言していること、加えて、申立人が同社の雇用保険に加入した記録は確認できないことなどから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 12 月 10 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「A社の同僚が、当時は不景気で、私の雇用形態はアルバイトであったと証言しているようだが、そんなことはなかった。」と主

張し、再度申立てを行っている。

しかし、当該再申立てについて、申立人から新たに提示された関連資料及び周辺事情は無く、上記の主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月1日から同年5月1日まで

私は、昭和26年11月26日にA社B支店に入社し、当初3か月間で本採用になる予定であったが、不況のために延期され、28年3月1日に本採用となり、辞令をもらった記憶がある。厚生年金保険の記録によれば、資格取得日が同年5月1日となっており、2か月間の相違があるので、これを訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社員名簿及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和26年11月26日にA社B支店に入社し、申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、「当社で保管するA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人の被保険者資格の取得日は昭和28年5月1日となっていることから、申立期間については保険料を控除していないと思う。なお、当時、当社では、試用期間があったが、当該期間の長さに定めは無く、個人差があったようだ。」と回答している上、同社が加入していたC健康保険組合も、「当健康保険組合で確認できる申立人の当初加入日は、昭和28年5月1日である。」と回答している。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録による申立人の被保険者資格の取得日は、いずれも昭和28年5月1日で一致している上、厚生年金保険記号番号払出簿により、申立人に係る厚生年金保険手帳記号番号は、同年5月25日に払い出されていることが確認でき、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見られない。

さらに、A社B支店において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「入社後に臨時の期間が3か月間あり、その後正社員になった。正社員になった段階から厚生年金保険の記録がある。」、「当時、入社数か月後に本採用となって辞令をもらい、その段階で、厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」旨、それぞれ証言しており、当時、同社では、すべての社員について、入社後、直ちに、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から同年 11 月 25 日まで
A社と一緒に働いていた同僚に誘われて、B社に移った。同社における厚生年金保険の記録は昭和 52 年 11 月 25 日からとなっているが、私が持っている年金手帳には、同社の期間は同年 10 月 1 日からとなっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時のB社の事業主は、「申立人は、申立期間において、B社に勤務していた。」と証言している上、申立人を誘った同社の同僚は、「申立人は、A社で受付事務を行っていたが、優秀だったのでB社に引き抜いた。申立人のA社における勤務が昭和52年9月までということなら、B社には10月から勤務していたと思う。」と証言していることから、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社及び同社が当時社会保険関係の事務処理を依頼していた会計事務所共に、申立期間当時の人事及び社会保険関係の資料は保管していないとの回答であり、当時の厚生年金保険の取扱い等を確認できない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の同社における被保険者資格の取得日が昭和52年11月25日となっていることが確認できる上、同原票の備考欄に「取得52. 11. 30」と社会保険事務所（当時）における資格取得届出の受付日が記載されていることが確認できる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 20 日から同年 8 月 1 日まで

私は、新聞の求人に応募し、昭和 36 年 3 月 20 日に、A社に入社し、平成 2 年 8 月まで勤務した。

しかし、昭和 36 年 3 月から同年 8 月 1 日までの厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間に同社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、平成 4 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿によれば、8 年 8 月 * 日に解散、同年 12 月 * 日に清算終了しており、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「自分は、社員の採用の仕事にも携わっていたが、申立期間当時、新入社員については、販売、集金、サービス、修理など、一通りの仕事を経験させ、その適性を見た上で、配属部署を決め、おおむねその段階で厚生年金保険の被保険者資格を取得させていた。だから、ある程度の期間は、試用期間として、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった。」「申立人は、サービス、修理などの業務に就いていたと思うが、事務の仕事に就いた人以外は、試用期間があったと思う。私も、4 か月間ぐらいは、厚生年金保険の被保険者資格を取得させてもらえなかった。」旨、それぞれ証言しており、申立期間当時、同社では、すべての社員について、入社後、直ちに、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚のうち、2人は既に死亡しており、2人は連絡が取れないため周辺事情を調査できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月ごろから 48 年 11 月ごろまで

私は、A社の運転手として、主にB県の工場からC県の工場に原材料を輸送していたが、この時の厚生年金保険の記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の当時の代表者及び複数の同僚の証言から判断して、期間は明らかでないが、申立人が、同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、昭和 42 年 7 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日より前に適用事業所であった記録は確認できない上、同社から提出された厚生年金保険資格得喪調書(新規適用日以降の被保険者名を整理した事務担当者手持資料)に申立人の名前は見当たらず、同社では、「厚生年金保険の被保険者資格を取得しているのであれば、資格得喪調書に名前があるはずだ。」と回答している。

また、上記複数の同僚は、「会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、昭和 42 年ごろに、従業員が、会社に対して、厚生年金保険の適用事業所となるよう要望した。この時に、厚生年金保険に加入すると給与の手取り額が減るので嫌だという者もいた。このような従業員は厚生年金保険に加入しない働き方を選ぶことができた。申立人もその中の一人だったと思う。従業員は全体で 33 人ぐらいだった。」「当時、試用期間や見習期間などの制度は無かったが、厚生年金保険に加入しない従業員はいた。従業員は、全体で 35 人ぐらいだった。」と、それぞれ証言しているところ、新規適用日の昭和 42 年 7 月

20 日より前に A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者は確認できず、また、同日時点における同社の厚生年金保険被保険者数は 21 人であることから、当時、同社では、当該同僚の証言に合致した厚生年金保険の取扱いが行われていた状況がうかがえる。

さらに、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 42 年 7 月 20 日以降の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月から 9 年 11 月まで
私は、申立期間にA社から毎月 52 万円の給与を受け取っていたが、社会保険事務所（当時）の記録ではこれに見合う標準報酬月額となっていない。給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成 8 年 12 月から 9 年 11 月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、8 年 12 月から 9 年 9 月までは 32 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 36 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(同年 12 月 21 日)の翌日付けで、遡及して 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿により、事業主の妻であった申立人は、申立期間当時、同社の監査役であったことが確認できるところ、申立人は、「申立期間を通じて、会社の経理及び社会保険関係の事務を自らが担当していた。」と証言している。

また、当時のA社の厚生年金保険の被保険者は、申立人のほかに、同社の事業主（代表取締役）、取締役 1 人、従業員 1 人の計 4 人であるが、当時の事業主である申立人の夫は、「社長ではあったが、自分は営業ばかりで、中のことまで携わってられる状況ではなかった。経理、社会保険事務等は、妻及び税理士に任せていた。自分の標準報酬月額が、どうして 9 万 8,000 円になっているのか、まったく分からない。」と証言している。

さらに、当時の取締役及び従業員も、申立人がA社の社会保険事務において権限を有していた旨証言していることから判断して、当時の同社では、申

立人に社会保険事務に係る決定権があったことがうかがわれることから、申立人が当該期間の標準報酬月額減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の監査役として経理及び社会保険事務に係る権限を有し、自らの標準報酬月額減額訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、平成8年1月から同年11月までの期間について、申立人が所持する当該期間(同年4月を除く。)の給料支払明細書によると、報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることから、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、オンライン記録では、当該期間の申立人の標準報酬月額に不自然な事務処理が行われた形跡はうかがえない上、前記のとおり、申立人は、当該期間においてA社の監査役として経理及び社会保険事務に係る権限を有していたことが認められる。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、申立人が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、特例法第1条第1項ただし書の規定により、申立人は、当該期間において「厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできず、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3843

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月6日から同年9月9日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社における私の被保険者記録は、昭和42年8月21日から43年2月6日までの期間、及び同年9月9日から45年1月21日までの期間となっている。

しかし、私は昭和42年8月21日から45年1月21日まで途中退社することなく継続して働いていたので、申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で継続して勤務していたと主張しているが、同社は、申立人の人事記録、賃金台帳等を保管しておらず、当時のことは不明であると回答している。

また、申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚からは、申立期間における申立人の同社での勤務に係る証言を得ることができず、申立人の同社における勤務実態は確認できない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和42年8月21日に健康保険証番号*番で取得した被保険者資格を、43年2月6日に喪失後、同年9月9日に同番号*番で再度、被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月21日から24年12月25日まで
被保険者記録照会回答票を見ると、A社での厚生年金保険の加入期間が3か月となっている。しかし、私は、昭和23年1月1日から24年12月25日まで同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務していたと主張しているが、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の人事記録、賃金台帳等の資料は確認できず、当時のことは不明であるとしている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間の勤務実態について確認できない。

また、申立期間当時、A社で勤務していた同僚からは、申立人の申立期間における勤務に係る証言を得ることはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立人がA社でずっと一緒に働いていたと主張している同僚二人のうち、一人は、昭和23年6月30日に資格喪失していることが確認できるとともに、残る一人も、同年7月16日に一度資格喪失した後、同年8月1日に再度資格取得しているものの、同年11月9日には再度資格喪失していることが確認できる。

加えて、申立人が昭和25年1月1日に入社したB社が保管している履歴書によれば、申立人は、A社を23年に退職し、同年8月にはC社に入社したと記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年10月1日まで
昭和15年4月1日から技術者としてA社B支店に勤務していた。

年金記録では、昭和19年10月1日が厚生年金保険の資格取得日とされているが、申立期間について、厚生年金保険（労働者年金保険）の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び複数の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間当時に同社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の厚生年金保険に係る資格取得日は、労働者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳索引票によれば、いずれも昭和19年6月1日とされており、労働者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引票には、法改正（適用対象者の範囲の拡大）により同日から新たに被保険者となったものであること示す「改」の表示が確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録がある男性被保険者に自己の職種及び勤務期間について照会したところ、いずれも、昭和19年6月1日前からの勤務があったとしながらも、労働者年金保険の対象である現場労働者（工員）ではなかったとの回答をしているが、それら同僚についても、同名簿の記載による資格取得日は同日とされており、厚生年金保険被保険者台帳索引票には、上述の「改」の表示が確認できることを踏まえると、申立人について、申立期間のうち同日以前の期間において労働者年金保険被保険者であったと

する事情はうかがえない。

さらに、旧厚生年金保険法では、昭和19年10月1日から厚生年金保険料の徴収が開始されており、申立期間のうち、同年6月1日以降の期間については、同法の適用準備期間であったことから、当該期間において保険料を控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月から 20 年 9 月まで
② 昭和 22 年 8 月から 23 年 5 月まで
③ 昭和 23 年 5 月から 24 年 10 月まで
④ 昭和 25 年 4 月から同年 7 月 1 日まで
⑤ 昭和 26 年 5 月 1 日から 30 年 6 月 1 日まで

申立期間①のA社には技師として入社した。当時の同社は大会社であったことから、昭和 17 年 6 月 1 日に施行された労働者年金保険法の適用があったものとする。申立期間②のB社にはA社の上司の誘いにより入社した。申立期間③のC社にも同上司の紹介で入社した。申立期間①から⑤までの在籍の証明として写真を添付する。また、上記上司の厚生年金保険記録があれば、申立期間①から③についての記録漏れの証拠にもなると思うので、申立期間のすべてにおいて厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された当時の写真等から判断して、時期は明らかでないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 25 年 8 月 1 日にD県において厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できるものの、申立人が勤務していたと主張する同社E支店、F支店及びG支店については適用事業所としての記録は確認できない。

また、A社は、昭和 43 年 3 月に解散している上、当時の事業主は死亡しており、申立人の勤務実態及び申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた当時の上司及び同僚についても、A社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

申立期間②については、申立人は、当該期間後の昭和 23 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間におけるB社の厚生年金保険の被保険者記録が確認で

きるものの、当該期間における被保険者記録は確認できない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が自分と同時期に入社したと証言している同僚二人についても、申立人と同じ昭和23年7月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、申立期間②当時の関連資料は保存していないため、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

申立期間③については、申立人は、C社に勤務していたと申し立てしているところ、同社は、「当時の人事記録等は保有しておらず、勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立人が名前を記憶している同僚3人については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が無い上、同名簿において、申立期間③に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

さらに、申立人は、申立期間③の一部に、C社とは別の会社（上記のB社）における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

申立期間④及び⑤については、オンライン記録により、申立人は、昭和25年7月1日から26年5月1日までの期間及び30年6月1日から31年2月29日までの期間についてH社での被保険者記録が確認できるところ、申立人は、25年4月から31年2月末まで継続して同社に勤務していたと主張している。

しかしながら、H社は、昭和32年2月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社を承継したI社が保管しているH社の資料でも、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、「C社を退職した後、しばらく就職浪人をしており、人の紹介によりH社に入社した。」と証言しているものの、H社に入社した時期についての記憶はあいまいである。

さらに、申立期間⑤のうち、一部期間については、申立人から提出された写真等から判断して、申立人がH社に勤務していたことは推認できるものの、I社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得標準報酬決定通知書からは、申立期間⑤に係る資格取得及び資格喪失は確認できない上、同社は、「当時の勤務実態が分かる資料は保存していないため、申立人の在籍期間については不明である。」と証言している。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間⑤のうち、一部期間について、H社とは別の会社（J社）における厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、J社の同僚は、「申立人は、J社に在籍していた。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①から⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3847

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 2 日から 45 年 9 月 1 日まで
昭和 45 年 5 月 * 日に結婚が決まり、少しでも収入を増やそうとして転職した。結婚式の時に無職であるというのは、当時では考えられない。同僚の名前も何名か記憶しており、夏の終わりに社員旅行に行ったことも記憶しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた同僚の証言から判断して、時期は定かでないが、申立人が申立期間について、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和43年12月*日に解散しており、申立期間当時は法人でなかった上、45年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は連絡先不明のため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた者も含め、申立人と同時期に勤務していた同僚の中には、厚生年金保険の被保険者記録の無い者が見られることから、A社では、一部の従業員については厚生年金保険の資格取得手続を行わなかったり、入社後一定期間をおいて資格を取得させたりする取扱いであったものと推測される。

さらに、厚生年金保険記号番号払出簿におけるA社での資格取得日は、昭和45年9月1日となっており、オンライン記録と一致しているとともに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険の整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 6 月まで

昭和 58 年 4 月 1 日に A 社に入社し、会社から「当社は厚生年金保険の金額は普通より高い。」と聞いていた。退職理由は、私の売上業績が周りと比べて非常に良かったため、会社に居づらくなった。また、その当時背骨を痛めており、分社化する際に継続することができずに退職した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、「試用期間の有無や、厚生年金保険の事務手続など、記録が何も無いので分からない。」と回答しており、申立人の同社における勤務実態について確認できない。

また、申立期間に A 社において厚生年金保険の被保険者記録がある者で、入社時期等を記憶している同僚 8 人のうち、7 人は、同社の入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日が異なっていると回答していることから判断すると、申立期間当時、同社では、入社後一定期間をにおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていたものと推測される。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

加えて、申立人の A 社における雇用保険の被保険者記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 11 月 5 日まで
知人の紹介で、2、3人の面接官による面接を受け、A社に入社した。面接は、10人ほどの応募者を同時に面接する方式で行われ、面接以外の入社試験は無く、入社式も行われなかった。2年契約で正社員として入社し、事情があって早期に退社したものの、昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 12 月 23 日に被保険者資格を喪失するまで継続して勤務していた。申立期間の年金記録が無いことに納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務実態は確認できないとしているものの、「申立人の記憶する面接は、アルバイトの採用方式であり、申立人はアルバイトとして勤務していたものと思われる。また、当時のアルバイトの厚生年金保険被保険者資格の取得制度は、資料は無く不明であるが、試用期間の経過後に被保険者資格を取得したものと思われる。」と証言している。

また、申立期間当時、A社に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人を記憶していると回答する者はおらず、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを裏付ける証言は得られない。

さらに、申立人の雇用保険の記録は、厚生年金保険の記録と一致している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間及びその前後の期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月21日から46年1月1日まで

私は、A社に勤務していた知人の紹介で昭和45年10月21日に同社に入社し、同年12月31日までの3か月間勤務した。給料明細書等は保管していないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び雇用保険の記録から判断して、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は平成10年6月*日に解散しており、当時の事業主は連絡先不明のため、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社において厚生年金保険の被保険者記録がある者で、新規適用日(昭和44年11月18日)に資格取得している者を除く10人について、資格取得日及び届出日を確認したところ、8人が入社から1か月から3か月後に資格取得の届出がなされていることから、同社では入社後一定期間において厚生年金保険の被保険者資格の届出をしていたものと推測される。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年7月10日まで
昭和26年3月に高等学校を卒業し、A社に入社した。同年4月1日から29年5月に同社が解散するまで勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人と同級生で同じ高等学校を卒業し、A社に入社した同僚も、「私は、高卒で入社したが、私の被保険者記録も昭和27年7月10日まで無い。」としており、ほかの同僚も入社時期と被保険者資格取得時期が相違しているとしている者がいる上、同社に勤務していたとする者で同社における被保険者記録が確認できない者も複数認められる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同じ日に被保険者資格を取得している者が多く確認できることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行せず、入社後一定期間経過してからまとめて資格取得手続を行っていたことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和29年5月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格取得日は、いずれも昭和27年7月10日であり、厚生年金保険被保険者台帳の資格取得日とも一致しているこ

とが確認できる上、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から9年9月まで
A社入社当時の標準報酬月額が実際に受け取っていた給料よりも低いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しによると、申立期間にA社から実際に支給された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（15万円）よりも高額であることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人と同時期にA社に入社した同僚から提出された給与明細書によると、当該同僚は、申立人と同様に、実際に支給された報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できることから、当時の同社では、社会保険事務所（当時）へ届け出た標準報酬月額に基づき保険料控除が行われていたことがうかがえる。

また、A社は、申立期間当時の資料は無く、申立てに係る届出及び保険料納付についても不明と回答している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月から 32 年 3 月まで
② 昭和 32 年 3 月から同年 11 月 1 日まで

年金記録では、A社とB社との期間が、空白期間とされているが、私はC社及びD社において技士として勤務していた。当時の社会情勢や労働条件から、働かずに暮らしていくことはできるはずもないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の業務内容に関する証言及び複数の同僚の証言から判断して、期間の特定はできないが、C社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社は昭和 52 年 6 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間当時の事業主及び後任の二人の事業主は既に死亡していることから、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人及びC社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚が名前を挙げた同職種の同僚は、名字のみの記憶のため同人を特定できないか、同人とみられる場合でも、既に死亡しているか、連絡先が不明であるため、申立人の勤務実態等について確認できない。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、D社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同

僚に照会したが、申立人の当該期間における勤務実態を裏付ける証言を得ることはできない。

また、D社の当時の事業主は既に死亡しており、当時の事業主の子である後任の事業主は、「私は、当該期間には、まだ当社に勤務しておらず、また、当時の書類は保管していないため、詳細は分からない。」と証言しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3854

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月20日から同年8月10日まで

私は、昭和28年1月から同年8月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の設備や取引先は、申立期間の途中に同社に入社したと主張する同僚（昭和31年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得。）の証言と符合することから、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和20年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、31年5月1日に再度適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所であったことが確認できない。

また、A社には、申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関連資料は残っていない上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月1日から同年12月1日まで

私は、昭和32年5月1日から36年1月24日までA社に勤務していたが、勤務し始めた32年5月1日から同年12月1日まで厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している昭和32年6月、同年11月及び33年3月の給料支払明細書により、申立人が少なくとも32年6月からA社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間後の昭和33年3月の給料支払明細書によると、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる一方、申立期間中の32年6月及び同年11月の給料支払明細書によると、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚のうち、自分の入社時期を記憶している複数の同僚は、入社から厚生年金保険の資格取得までに3か月から6か月の空白期間があるとしていることから、申立期間当時、同社においては、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月24日から同年12月5日まで

私は、昭和30年8月24日からA社に勤務したが、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については被保険者記録が無く、空白とされていることが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の配車部門の事業を継承したB社が保管している申立人の人事記録に、「昭和30年8月24日から35年10月31日まで前歴加算」と記載されていることから、申立人が申立期間に、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者台帳により、申立人の同社における資格取得日は、昭和30年12月5日であることが確認でき、この記録は健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致する。

また、申立人と同時期にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の者は、「入社から本採用になるまで、臨時職員としての試用期間が数か月あった。」としている上、「自分が記憶している入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期には、数か月の開きがある。」としていることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、昭和30年7月10日から申立人の資格取得日（同年12月5日）まで確認したが、申立人の記録は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の保険料控除に係る記憶は曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月5日から44年1月19日まで

私は、A社B支店を退職する際に、脱退手当金の説明を受けた記憶も、一時金を支給された記憶も無い。受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録で確認できるA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格喪失日前後の受給資格者34人（申立人を含む。）について調査したところ、22人に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち17人が同社における厚生年金保険の資格喪失日から約2か月以内に支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころとなっていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約1か月後の昭和44年2月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月30日から34年10月14日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金の支給対象とならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給することはできなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和35年3月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。